

子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書

子どもの医療費の窓口負担は、義務教育就学前は2割、就学後は3割となっていますが、実際には、全ての地方自治体において、子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、少子化対策の一環として、さらなる負担軽減措置が講じられており、自治体任せではなく、国による制度の充実が求められている状況にあります。

また、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりませんが、国民健康保険においては、世帯内の加入者数に応じた均等割保険料が賦課されるため、子どもの人数分の保険料を負担することになります。

この点については、子育て支援の観点から、全国市長会が国に対して子どもに係る均等割保険料の軽減を求めているとおり、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要です。

よって、政府は、子どもの医療費等の負担軽減のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 国の責任において、子どもの医療費助成制度をより充実すること。
2. 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月28日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

厚生労働大臣